

北海道ふるさと・水と土指導員設置要領

(趣旨)

第1条 中山間地域を中心として、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地（以下「土地改良施設等」という。）の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活発化を図るため、市町村レベルにおいて、これらの活動を推進する北海道ふるさと・水と土指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(指導員の委嘱)

第2条 農政部長は、農村地域の活性化に理解と情熱があり、地域住民活動の推進において指導的役割を担うことができる者を市町村長又は北海道土地改良事業団体連合会会長理事（以下「土地連」という。）からの推薦により、指導員に委嘱する。

2 指導員の委嘱期間は3年以内とし、再任されることができる。

3 農政部長は、指導員の委嘱を随時行うことができる。

4 1の農政部長への指導員の推薦は、該当する者がいるときは、随時、別紙1号様式の北海道ふるさと・水と土指導員推薦調書により行うものとする。

なお、市町村長の推薦にあつては、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由するものとする。

5 農政部長は、指導員を委嘱した際には、その旨北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会に報告するものとする。

6 農政部長は、市町村長又は土地連から推薦があつた者を指導員に委嘱した場合、総合振興局長等を経由し、当該市町村長に当該推薦があつた者を指導員に委嘱した旨、通知するものとする。

(指導員の活動)

第3条 指導員の主な活動は次のとおりとする。

- (1) 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金活動に関する助言及び協力
- (2) 市町村基金活動への協力
- (3) 土地改良施設等の保全やこれらの利活用を通じた地域住民活動の推進・強化
- (4) その他中山間ふるさと・水と土保全対策の推進に関する活動

2 指導員は、当該年度の活動実績を別紙2号様式の北海道ふるさと・水と土指導員活動状況報告書により、次年度の4月末日までに市町村長及び総合振興局長等を経由し、農政部長に報告するものとする。

(研修会等の参加)

第4条 指導員は、第3条の活動に資するため、国や道が実施する中山間ふるさと・水と土保全対策に関する研修会等に参加するものとする。

(旅費等)

第5条 指導員が第4条に規定する研修会等に参加する場合は、行政職給料表3級に相当する旅費等を支給することができる。

附則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月13日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

北海道ふるさと・水と土指導員推薦調書

【振興局: 】

【市町村名: 】

| | | | |
|---------------------|------------------------|----|-----|
| ふりがな 氏名 | | | |
| 生年月日 | 大・昭 年 月 日 (歳) | 性別 | 男・女 |
| 住所 | 〒 TEL _____ | | |
| 職業 | | | |
| 推薦理由 | | | |
| 特記事項 (職歴、地域活動歴等) | | | |

別紙2号様式

北海道ふるさと・水と土指導員活動状況報告書(平成 年度)

平成 年 月 日

北海道農政部長 様

市町村名: _____

指導員氏名: _____

次のとおり活動したので報告します。

1 研修会等への参加

| 月 日 | 活動項目 | 活動地域 | 活 動 内 容 |
|-----|------|------|---------|
| | | | |

2 土地改良施設等の保全活動及び地域住民活動

| 月 日 | 活動項目 | 活動地域 | 活 動 内 容 | 参加人員 |
|-----|------|------|---------|------|
| | | | | |

3 事業への意見要望等

| |
|--|
| |
|--|